

中本悟著

『現代アメリカの通商政策』

——戦後における通商法の変遷と多国籍企業』

本田 浩邦

1980年代以降、アメリカの経常赤字の急増を背景にアメリカの通商政策の動向に対する関心は日米間のみならず世界的に広がった。今日、活況の持続が伝えられるアメリカ経済にあってもなお依然としてくすぶりつづける経常赤字体質はアメリカのみならず世界経済の構造的不安定性の根幹である。通貨政策と同様、通商政策のもつ対外不均衡拡大の弥縫策としての役割はますます重なりつつある。本書は、こうしたアメリカの通商政策の戦後における展開に経済学的なメスを加えた貴重な研究成果である。内容を紹介しその意義について論じたい。

本書は2部構成をとっている。第1部では、アメリカの通商法の変遷とその結果を「貿易匡正法」(Trade Remedy Law)——貿易相手国に対する輸入拡大と市場開放を強制したり、輸入増によって被害を受けた国内の企業・労働者を救済するための法律——に焦点をあてて分析し、同法の編成を規定した経済的な利害関係の析出している。通商法の内容は利益集団、議会、大統領・行政府の内部および相互の諸関係あるいは政策構想をめぐるイデオロギー的・政治的力関係によって規定されている。ここに著者が政治経済学的分析——評者なりにいえば社会的諸勢力の力関係を規定要因として考慮すること——を強調する所以がある。

「1962年通商拡大法」とケネディ・ラウンドが、冷戦対応型の外交政策の一環としての貿易自由化であったのに対し、「1974年通商改革法」はヨーロッパや日本に対する貿易面での競争優位を目指したものであり、国内の保護主義への対応を含んだ点で戦後の大きな転換点をなすとされる。「1974年通商改革法」は同時に不公正貿易条項として301条を導入し「公正貿易主義」の起点ともなる。この条項の見地から2国間の貿易問題の政治化がはかられた。鉄鋼、

半導体、牛肉、オレンジなどの交渉は、この「貿易匡正法」を基礎に行われた個別の貿易軋轢が政治問題化された「特殊なケース」であることが示される。

第II部は、今日のアメリカの貿易と投資の主体である多国籍企業の在外調達や企業内貿易が貿易構造におよぼす影響が検討される。1960年代、国際収支を悪化させる多国籍企業の行動を政府は政治問題化し資本輸出規制に乗り出した。他方、労働組合は企業の多国籍化を「職の輸出」とし保護貿易主義へと傾斜した。資本規制によっても国際収支は改善されず、ニクソン政権は、国際収支上限にとらわれずアメリカの軍事的・政治的・経済的な優位を維持するねらいから金ドル交換を停止した。これは、多国籍企業を通商政策とリンクさせ、多国籍企業の貿易収支に対する積極的な役割を認める方向への政策転換であったと同時に、「国内経済成長と輸出増大を重視するケインズ主義政策から多国籍企業のグローバリズムに照応した通商政策への転換を図る条件」を生み出すものであった。このような文脈からすれば、「1974年通商改革法」は保護主義への転換ではなくむしろ多国籍企業のグローバリズムを促進するものであったといえる。

以上の分析は、NAFTA論争、在米外資系企業、日米経済摩擦の政治問題化を扱った第II部後半のケース・スタディによって補完される。NAFTAは積極的な輸出戦略として通商政策の延長上にあり、クリントン政権のもとでそれは積極的な「国家輸出戦略」の一部となった。NAFTAが市場開放・市場統合という意味において「北米自由貿易・投資協定」であり、高い原産地比率規制などを兼ね合わせている点において「北米管理貿易協定」である。NAFTAは経済格差の縮小を目指すEU型の市場統合とはちがって経済格差を利用しようとするものであり、本来的に調和的発展を望むことはできないとされる。

従来、主流派経済学の不完全競争モデルに慣らされてきたこの領域の研究において貿易取引は企業行動に還元されてすまされがちであった。それらとは対照的に本書が具体的な制度の変遷とそこにおける政治力学的な関係をふまえてアメリカ通商政策の基本的な性格を解明したことはきわめて貴重な貢献といえよう。このことが本書の第1の意義である。

とくにユニークなのは、戦後とくに60年代以降、通商政策がアメリカの対外政策において重要性を増し始めた頃から今日までのエスケープ・クローズの申請件数と救済措置件数が保護主義台頭の目安にして、通商法の具体化の実績を視覚化していることである。通商政策の経済的意味、社会経済的な基盤を問題にすることは理論的には容易であるが実証には大きな困難がともなう。著者はこうした困難をみごとに処理し自己の結論を説得的に導き出している。

第2の意義は、本書が貿易自由化の推進による国内的弊害が国内における保護貿易主義の台頭を招くという自由貿易と保護貿易の基本関係を巧みに描き出したことである。保護貿易主義を抑えるために企業への支援や再訓練、再雇用のための貿易調整策が必要とされるという政策的な連関が存在する。通商政策が形成される際に、貿易不均衡や国際収支上の問題がたえず政治問題化され、その過程が通商政策の形態と変遷を規定する重要な契機と見なされる。

なお、日本と比較してアメリカの労働市場のほうが流動性が高い制度上の理由のひとつは、アメリカがもつ多種多様な職業訓練プログラムにあるが、本書によれば、こうしたプログラムの淵源が貿易自由化によって被害を被った産業に対する救済を目的で作られた所得補償にあったという指摘は重要である。70年代以降、所得補償は政策的に職業訓練プログラムに置きかわり、巨大な労働組合をかかえる在来製造業部門はそこから雇用調整支援策を積極的に利用して雇用調整を行ったことなどもあまり知られていない事実ではないか。

第3の意義は、政策過程を扱った従来の研究が考慮の外においた多国籍企業の問題を明示的に通商政策の契機として位置づけた点である。多くの国際政治経済学の先行研究は、通商政策の政治的性格を各政権の政策過程や利益団体の立場に帰着させたが、本質的な契機である多国籍企業の役割に対する考察は手薄であった。とくに金ドル交換停止を軸にした国際金融体制の転換とニクソン政権期の通商政策の転換の基本的な対応関係を多国籍企業のロジックから一貫して説明することに成功している点は本書の最も優れた点ではないか。

第II部の諸章はそれぞれが単独でも十分に学術的

な意義を主張しうる濃密な内容を持っている。また、対外直接投資、対米直接投資、戦略的通商政策、国際競争力強化、日米経済摩擦、覇権安定化理論、「国家退場」論など通商政策と多国籍企業をめぐって言及された論点はいずれもこの10数年間の経済論壇の中心的な争点ばかりである。これらに独自の一貫した見地から批判的かつ明快な主張が提示されていることにはただ驚かされるのみである。

最後に、日米経済関係の実践的な政策課題を想定した場合、不安定要因であるアメリカの対外不均衡を是正するための方策を明らかにすることが課題となるが、そのためにはマクロ的な不均衡を構造化させた資本蓄積の独自の論理を把握することが必要である。この問題は通商政策を主題とする本書の守備範囲に含まれるものではないが、本書を通読してあらためてその解明の緊急性を感じる。

(有斐閣、1999年10月刊・3,000円)

(ほんだ ひろくに・獨協大学経済学部)



設立10周年記念 「労働総研ニュース」合本版発行

設立10周年を記念して、前回にひきつづき95年4月・61号から2000年3月・120号までを合本して発行しました。残部が若干ありますので、ご希望の方には、3,000円(送料含)で頒布します。